

平成30年6月18日

企業単独型実習実施者
団体監理型実習実施者
監理団体 御担当者 各位

外国人技能実習機構

技能実習生に対する健康診断（結核関係）について（依頼）

外国人技能実習制度の推進につきまして、格別なご理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、別添のとおり、厚生労働省から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、44条及び45条に基づき技能実習生に対して実施している雇入れ時及び定期健康診断について、結核の罹患についても念頭においた上で実施してほしい旨依頼がありましたのでお知らせします。

我が国における結核の現状は、人口10万人あたりの結核罹患率（以下「罹患率」という。）及び患者数ともに年々減少している一方で、外国生まれの患者数は、近年増加傾向にあり、平成28年に新たに結核患者として登録された者の数は、1,338人（前年から174人増加）となりました。特に、多数に感染させる可能性が高い若年層で増加傾向が顕著であり、20歳代では結核患者の約58%を外国出生者が占めています。

結核の診断は、胸部X線検査や喀痰検査により行うことができ、当該健康診断の健診項目には胸部X線検査が含まれていることから、上記の現状を踏まえ、結核の罹患についても念頭において健康診断を実施し、早期発見につとめていただきますようお願い申し上げます。

（参考）

厚生労働省ホームページ 結核

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index.html